

カナダ ご発着の お客様へ

出発前「検査証明書」の記載における検体方法や検査方法、検体採取時間等の不備により、日本へ入国できないケースが発生しております。ご出発前に内容のご確認をいま一度お願い申し上げます。なおご搭乗手続き時に有効な検査証明書^{*}を確認できない場合には、日本政府の指示により、ご搭乗をお断りさせていただきます。

※検査証明書は、第一区間出発便の出発時刻から起算して72時間以内に取得したものが有効です。なお、乗継地で空港外に出た場合は滞在歴とみなされるため、乗継便の出発時刻から起算して72時間以内に取得した検査証明が有効となります。下記テキストリンク・QRコードで関係各所の該当ページへリンクできます。状況が随時変更される可能性もございますので、お客様ご自身で必ずご確認ください。

日本への入国時



カナダ出発前
72時間以内

- [検査証明書](#)の用意
所定フォーマットのご利用をお勧めします(日本語・英語併記)
- 有効な検体方法、検査方法、検体採取時間を必ずご確認ください
- (所定フォーマットをご利用でない場合)「検査証明書へ記載すべき内容」を満たしているかを必ずご確認ください



日本入国時に
提示が必要

- [指定アプリのインストール](#)
- [指定サイトで質問票に回答](#)
- [誓約書の提出](#) (原本が必要です)



カナダへの入国時



- 入国条件について: カナダ当局からの指示により、カナダに入国する5歳以上のお客様は、カナダへのご出発便にご搭乗になる72時間前以内に取得したCOVID-19陰性証明書の所持が必要となります。
- 検疫について: 国籍に関わらず、カナダに到着するすべてのお客様は、検疫に関わる情報および連絡先を到着72時間以内に[ArriveCAN\(英語ページ\)](#)にて事前に申告する必要があります。搭乗前までに完了していない場合は、罰金や入国拒否の対象となる可能性がございますのでご注意ください。また、入国時に実施するCOVID-19検査の対象となります。空港での検査などの費用は全てお客様の個人負担となります。到着後14日間の自宅等での隔離措置が義務付けられております。ワクチン接種完了者に対する隔離措置等の緩和についての詳細は[こちら](#)。